



グローバル・アロケーション・ファンド

愛称：世界街道

追加型投信／内外／資産複合

毎月決算・為替ヘッジなしコース（目標払出し型）

毎月決算・限定為替ヘッジコース（目標払出し型）

目標払出し額（分配金）の更新に関するお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「グローバル・アロケーション・ファンド（愛称：世界街道）」の各コースの目標払出し額（分配金）を下記のとおり更新いたしますので、ご連絡申し上げます。

記

各コースにおける目標払出し額（分配金）および適用期間

コース名	＜更新前＞ 2024年2月～2025年1月	→	＜更新後＞ 2025年2月～2026年1月
毎月決算・為替ヘッジなしコース （目標払出し型）	50円程度		52円程度
毎月決算・限定為替ヘッジコース （目標払出し型）	25円程度		22円程度

※目標払出し額（分配金）は1万口当たり、課税前

以上

- 上記の目標払出し額は分配金として払い出される目標額です。
- 上記の額は、各コースが投資する指数連動債から受け取る利金に応じた額をもとに委託会社が設定した課税前の目標払出し額であり、投資収益とは直接関係なく決定されるものです。したがって、分配金の一部または全部が実質的に投資元本の払い戻しにより充当されることがあります。
- 上記の目標払出し額は、予想にもとづくものであり、掲載した額のお支払いを保証するものでなく、各コースにおいて一定の利回りを保証するものではありません。また、分配金の水準は、各コースの投資収益率を示すものではありません。

P7の「当資料のお取り扱いについてのご注意」をご確認ください。

○各コースは、世界の株式や債券などに投資する外国投資法人の運用成果を反映して価格が変動する仕組みの債券に主として投資します。当該債券を通じて実質的に投資する株式や債券などの価格変動や信用状況の変化、為替相場の変動などの影響により基準価額は変動しますので、これにより投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、各コースは元本が保証されているものではありません。

○各コースでは、実質的に投資元本を払い戻すことにより、投資成果にかかわらず定期的な分配実施を可能としています。したがって、投資収益が十分に得られていない場合や投資損失がある場合には、分配金の一部または全部が実質的に投資者のみなさまの投資元本から払い戻されることとなります。投資信託への投資で得られる収益や損失は基準価額に日々反映されており、投資者のみなさまが分配金を受け取った場合は当該額だけ保有する投資信託の基準価額は下落します。

ファンドの特色(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

1. ブラックロック・グローバル・アロケーション・ファンド*の運用成果を反映する指数連動債に投資し、世界各国の株式や債券などさまざまな資産への分散投資で得られる収益の獲得を目指します。

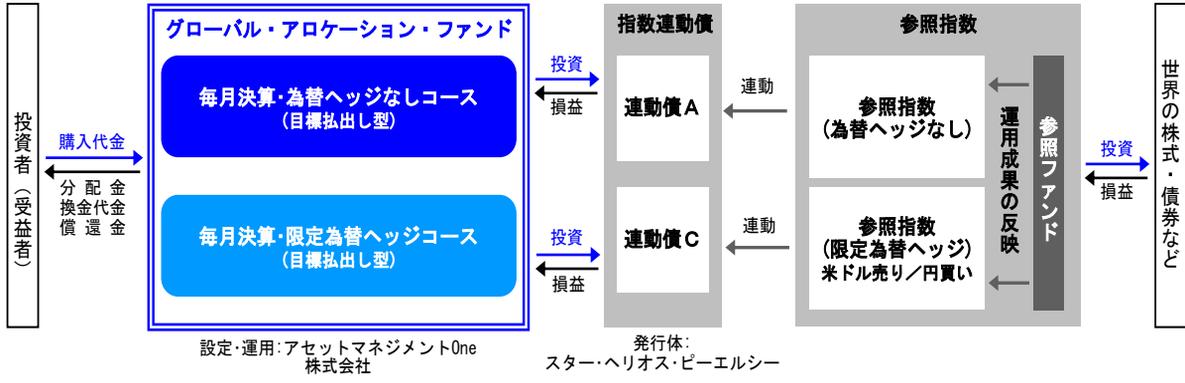
*正式名称は、「ブラックロック・グローバル・ファンズ グローバル・アロケーション・ファンド」(以下「参照ファンド」という場合があります。){です。参照ファンドはブラックロックが運用を行います。参照ファンドについては投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

◆指数連動債が参照する指数は、参照ファンドの運用成果に基づき円ベースで算出されますが、為替取引の有無により以下の通り区別されます。

ファンドの正式名称	参照指数	為替取引
グローバル・アロケーション・ファンド 毎月決算・為替ヘッジなしコース(目標払出し型)	グローバル・アロケーション・ファンド・ インデックス(為替ヘッジなし)	なし
グローバル・アロケーション・ファンド 毎月決算・限定為替ヘッジコース(目標払出し型)	グローバル・アロケーション・ファンド・ インデックス(限定為替ヘッジ)	あり (米ドル売り/円買い)

※指数連動債、参照指数ならびに限定為替ヘッジについては投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

◆各コースでは、原則として、指数連動債の組入比率を高位とします。



- ・投資対象とする指数連動債は、「為替ヘッジなしコース」ではグローバル・アロケーション・ファンド・インデックス（為替ヘッジなし）連動債 A、「限定為替ヘッジコース」ではグローバル・アロケーション・ファンド・インデックス（限定為替ヘッジ）連動債 C となります。
- ・指数連動債は円建てです。

※各コースの資金動向や参照ファンドの状況などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの特色（くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください）

2. 分配を通じて運用資産の一部を定期的に払い出します。

- ◆分配金は投資収益に基づくものではなく、所定の利金乗数を用いて定期的に更新される指数連動債の利金に基づく額を目標とします。指数連動債は、運用資産を払い出す仕組みを有することから、各コースの分配金の一部または全部が実質的に投資元本の払い戻しにより充当されることがあります。
- ◆運用状況により分配金額は変動します。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆あるいは保証するものではありません。

目標払出し型ファンドのポイント	①払出し額の目標値を提示します。 ②目標値は定期的に見直します。 ③投資損益の多少にかかわらず分配金として運用資産を払い出します。
-----------------	---

3. 為替ヘッジの有無に応じて2つのコースからお選びいただけます。

- ◆各コース間においてスイッチングができる場合があります。
※スイッチングのお取り扱いの有無などは、販売会社により異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。

各コースの分配方針（くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください）

- ◆原則として、毎月27日（休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、分配を行います。
- ◆各コースの分配金の決定にあたっては、原則として、各コースの決算日の直前に支払われた指数連動債の利金に基づく額を払い出すことを目標とします。なお、目標として掲げる払出し額は、現金・その他資産も保有することによる受取利金額の減少や運用管理費用（信託報酬）などの費用を考慮し、目標額決定時の基準価額に対して所定の率（1.2%（年当たり14.4%））を乗じて得た額を上限とします。
- ◆各コースの目標払出し額は、毎年1月に決定され、その適用は2月からとなります。

指数連動債の利金について

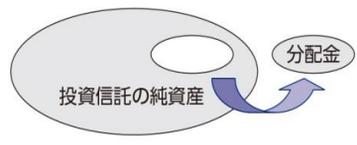
・指数連動債の利金は、参照指数の投資収益に基づくものではなく、原則として1年ごとに到来する特定日の指数連動債の価格に所定の利金乗数（年当たり17.4%）を乗じて得た額に基づいて計算されます。利金が支払われると指数連動債の価値も利金分減少していく仕組みです。各コースにおいて、投資収益が十分でない場合に分配を行うと、実質的に元本の払い戻しとなることがあります。その場合、各コースの基準価額が大きく下落することがあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



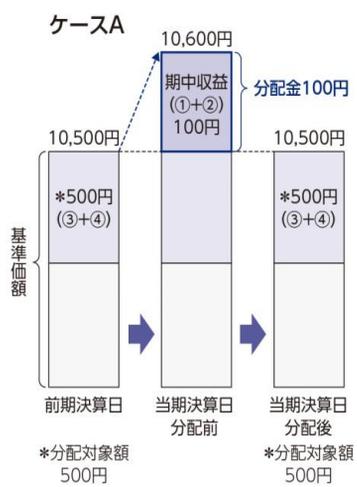
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

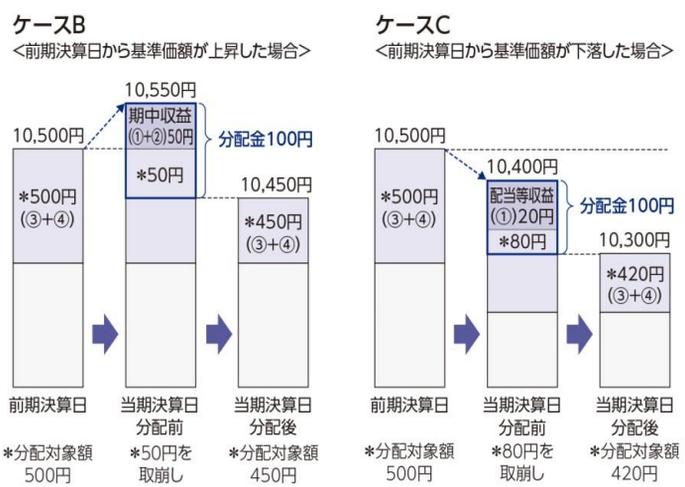
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



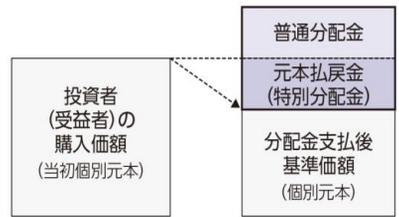
上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

- ケースA : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
- ケースB : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
- ケースC : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

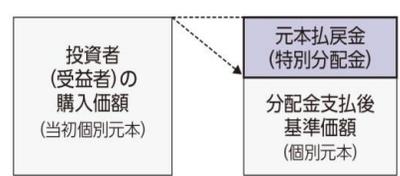
◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 : 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金) : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。

主な投資リスクと費用（くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください）

各コースは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け変動します。一般に、株価が下落した場合にはその影響を受け、各コースの基準価額が下落する可能性があります。
為替変動リスク	外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、各コースの基準価額が下落する可能性があります。 ●限定為替ヘッジコース 当コースでは、参照ファンドの運用成果と米ドル売り／円買いの為替取引の損益を反映する指数連動債に投資します。この為替取引により参照ファンドが保有する米ドル建資産の対円での為替変動リスクは軽減されますが、米ドル建て以外の資産については米ドルに対して為替変動リスクを負うこととなります。したがって、それらの通貨が米ドルに対して下落した場合には、当コースの基準価額が下落する可能性があります。また、円の金利が米ドルの金利よりも低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。
金利変動リスク	公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、各コースの基準価額が下落する可能性があります。
信用リスク	公社債などの信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該公社債などの価格は下落します。これらの影響を受け、各コースの基準価額が下落する可能性があります。投機的格付けが付与されているハイイールド債券や当該格付けが付与されている国が多い新興国の債券は、投資適格の債券に比べ信用リスクは高くなります。
カウンターパーティリスク	各コースが投資対象とする指数連動債の発行体は、UBS銀行ロンドン支店を取引相手として、連動対象指数に概ね連動する投資成果と発行体の保有する資産の投資成果を交換する取引（スワップ取引）を行います。この取引では、原則として連動対象指数のリターンが裏付資産のリターンに対してプラスとなった場合には取引相手から発行体に、逆にマイナスとなった場合には発行体から取引相手に当該リターンの差に相当する額が支払われます。 このスワップ取引において、取引相手となるUBS銀行ロンドン支店が債務不履行に陥った場合などには、指数連動債は繰上償還となり各コースも繰上償還されます。この場合、発行体は連動対象指数と保有資産のリターンの差を受け取るができない可能性があるため、保有資産を換金して指数連動債の償還金を各コースに支払いますが、リターンに相当するものとして本来受け取ることができた額よりも保有資産を換金して得られた額（換金に関する費用控除後）が少額となる可能性があり、その差額相当分だけ各コースの償還金が減少する要因となります。 また、各コースが繰上償還されると、運用を継続した場合に得られる可能性があった収益が獲得できなくなることになります。
流動性リスク	有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、各コースの基準価額が下落する可能性があります。また、各コースが組み入れる指数連動債は、当該指数連動債の値付業者が取引の相手方となる形式により流動性の確保を図りますが、参照ファンドなどの取引停止や、値付業者の財務状況が著しく悪化した場合などには、当該指数連動債の流動性が著しく低下する可能性があり、その影響により、各コースの基準価額が下落する可能性があります。
カントリーリスク	投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、各コースの基準価額が下落する可能性があります。 一般に新興国市場は、先進国市場に比べて規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、さまざまな地政学的問題を抱えていることから、カントリーリスクはより高くなる可能性があります。
特定の投資信託証券に投資するリスク	各コースが実質的に投資する投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、各コースの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資法人を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

●各コースが投資対象とする指数連動債は、所定の要件（指数算出者の事前申出による残存期間の短縮化を含みます。）により繰上償還される場合があります。この場合、指数連動債の償還に合わせて、受託会社と合意の上、投資信託契約を解約し、当該信託を終了（繰上償還）させます。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

各コースへの投資に伴う主な費用は購入時手数料、信託報酬などです。

費用の詳細につきましては、当資料中の「ファンドの費用」および投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

お申込みメモ(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日から起算して4営業日目の基準価額(基準価額は1万円当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日から起算して4営業日目の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して8営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を行いません。 ・申込日当日または翌営業日がロンドンの銀行の休業日となる日 ・申込日の翌営業日がルクセンブルクの銀行の休業日となる日 ・申込日の翌営業日が12月24日となる日 ・信託財産の円滑運営の観点から委託会社が別途指定する日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金・スイッチングのお申込みを取り消す場合があります。
信託期間	2028年1月27日まで(2013年2月8日設定)
繰上償還	各コースが主要投資対象とする指数連動債が繰上償還となった場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・各コースにおいて受益権の総口数が30億口を下回った場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎月27日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則として、年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配(実質的に投資元本の払い戻しとなる分配を含みます。)を行います。 ※各コースのお申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 各コースは、NISAの対象ではありません。 ※原則、収益分配金の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。
スイッチング	各コース間において乗り換え(スイッチング)ができる場合があります。 スwitchingの取扱いの有無などは、販売会社により異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。 ※スイッチングの方法などは、購入および換金の場合と同様になります。また、購入時手数料は販売会社が別途定めます。

ファンドの費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

下記の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。
 ※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

●投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 3.85%(税抜3.5%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
信託財産留保額	ありません。

●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	<ul style="list-style-type: none"> ・実質的な負担:各コースの日々の純資産総額に対して最大で年率1.963%(税抜1.86%)程度 ・各コース:ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.133%(税抜1.03%) ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ・指数手数料:年率0.08% (注)参照指数は年率0.08%が指数手数料(指数算出費用)として日々控除された形で算出されます。 ・参照ファンド:参照ファンドの純資産総額に対して年率0.75% (注)参照ファンドの投資運用会社に対する運用等の報酬です。
その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 <p>監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。</p> <p>※参照ファンドにおいては、有価証券売買時の売買手数料、計算にかかる報酬、登録および名義書換代行事務会社報酬、税務顧問、法律顧問、ファンド監査人等への報酬、取締役の報酬、保管受託銀行への報酬等がかかります。</p> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>

P7の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

投資信託ご購入の注意

- 投資信託は、
- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
 - ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
 - ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、主に国内外の株式、公社債および不動産投資信託などの値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資をします。市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

◆ファンドの関係法人 ◆
 <委託会社>アセットマネジメントOne株式会社
 [ファンドの運用の指図を行う者]
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号
 加入協会：一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会
 <受託会社>みずほ信託銀行株式会社
 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]
 <販売会社>販売会社一覧をご覧ください

◆委託会社の照会先 ◆
 アセットマネジメントOne株式会社
 コールセンター 0120-104-694
 （受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
 ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

販売会社（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

○印は協会への加入を意味します。□印は取扱いファンドを示しています。 2025年2月6日時点

商号	登録番号等	日本証券協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	毎月決算・為替ヘッジなしコース	毎月決算・限定為替ヘッジコース
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第94号	○	○	○	○	□	□

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。
 また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

（原則、金融機関コード順）